

## 議案第103号

渋川市営住宅等条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年6月13日提出

渋川市長 高 木 勉

### 渋川市営住宅等条例の一部を改正する条例

渋川市営住宅等条例（平成18年渋川市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第2号、第3号」を「第1号から第3号まで」に、「第3号）」を「第2号）」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

（3） 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあっては、同居する者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）であること。

第6条第1項第4号中「市町村税」を「その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（以下「入居者等」という。）が市町村税」に改め、同項第5号中「その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「入居者等」に改め、同条第3項中「第1項に規定する老人等」を「現に同居し、又は同居しようとする者がいない者」に改める。

第7条第2項中「前条第1項第2号イ」を「前条第1項第1号イ」に、「第2号、第3号」を「第1号から第3号まで」に改める。

第27条第1項中「第6条第1項第2号」を「第6条第1項第1号」に改める。

第50条第1項第1号中「のうち、現に同居し、又は同居しようとする親族があるもの」を削り、同条第2項中「その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「入居者等」に改める。

第59条第1項ただし書及び第60条第1項第3号中「その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「入居者等」に改める。

第63条第1項中「第2号、第3号」を「第1号から第3号まで」に、「第3号）」を「第2号）」に改め、同項第1号を削り、同項第2号中「第6

条第1項第2号ア」を「第6条第1項第1号ア」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあっては、同居する者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）であること。

第63条第1項第4号中「市町村税」を「入居者等が市町村税」に改め、同項第5号中「その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「入居者等」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

#### 理 由

入居時における同居親族要件を廃止するため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市営住宅等条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（入居者資格等）</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（以下「老人等」という。））にあつては第1号から第3号まで及び第5号、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第2号）に掲げる条件を具備するものでなければならない。</p> <p>（1） その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア～ウ （略）</p> <p>（2） 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>（3） <u>現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、同居する者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）であること。</u></p> <p>（4） その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（以下「入居者等」という。）が市町村税の完納者であること。</p> <p>（5） <u>入居者等</u>が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>2 前項に規定する老人等で市営住宅への入居が適切でないと認められる者の判定は、市長が別に定めるところにより行う。</p> <p>3 <u>現に同居し、又は同居しようとする者が不在者の入居を認める市営住宅</u>は、市長が別に定める。</p> <p>（入居者資格の特例）</p> <p>第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入</p>	<p>（入居者資格等）</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（以下「老人等」という。））にあつては第2号、第3号及び第5号、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第3号）に掲げる条件を具備するものでなければならない。</p> <p>（1） <u>現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。</u></p> <p>（2） その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア～ウ （略）</p> <p>（3） 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>（4） <u>市町村税</u>の完納者であること。</p> <p>（5） <u>その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</u></p> <p>2 前項に規定する老人等で市営住宅への入居が適切でないと認められる者の判定は、市長が別に定めるところにより行う。</p> <p>3 <u>第1項に規定する老人等</u>の入居を認める市営住宅は、市長が別に定める。</p> <p>（入居者資格の特例）</p> <p>第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入</p>
<p>（入居者資格の特例）</p> <p>第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入</p>	<p>（入居者資格の特例）</p> <p>第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入</p>

居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備するものとみなす。

2 前条第1項第1号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（老人等にあつては、同項第1号から第3号まで及び第5号）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

（収入超過者及び高額所得者に関する認定）

第27条 市長は、毎年度、第16条第2項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第1号に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。

2・3 （略）

（入居者資格）

第50条 第48条の規定により市営住宅を使用することができる者は、第6条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

（1） 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅法施行規則第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもの

（2） 特定優良賃貸住宅法施行規則第7条各号に定める者

2 前項の規定にかかわらず、入居者等が暴力団員であるときは、市営住宅を使用することができない。

（再開発住宅の入居等）

第59条 再開発住宅に入居することができる者は、市町村税の完納者で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、入居者等が暴力団員であるときは、再開発住宅に入居することができない。

（1）～（3） （略）

2～5 （略）

（特定公共賃貸住宅の管理等）

第60条 特定公共賃貸住宅に入居することのできる者は、次の条件を具備

居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備するものとみなす。

2 前条第1項第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（老人等にあつては、同項第2号、第3号及び第5号）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

（収入超過者及び高額所得者に関する認定）

第27条 市長は、毎年度、第16条第2項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第2号に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。

2・3 （略）

（入居者資格）

第50条 第48条の規定により市営住宅を使用することができる者は、第6条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

（1） 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅法施行規則第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族があるもの

（2） 特定優良賃貸住宅法施行規則第7条各号に定める者

2 前項の規定にかかわらず、その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるときは、市営住宅を使用することができない。

（再開発住宅の入居等）

第59条 再開発住宅に入居することができる者は、市町村税の完納者で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるときは、再開発住宅に入居することができない。

（1）～（3） （略）

2～5 （略）

（特定公共賃貸住宅の管理等）

第60条 特定公共賃貸住宅に入居することのできる者は、次の条件を具備

する者とする。

(1)・(2) (略)

(3) 入居者等が暴力団員でないこと。

2～5 (略)

(定住促進住宅の入居等)

第63条 定住促進住宅に入居することができる者は、次の各号(老人等にあつては第1号から第3号まで及び第5号、被災市街地復興特別措置法第21条に規定する被災者等にあつては第2号)に掲げる条件を具備するものでなければならない。

(1) その者の収入が、第6条第1項第1号アに規定する金額を超えないこと。

(2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(3) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、同居する者が親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)であること。

(4) 入居者等が市町村税の完納者であること。

(5) 入居者等が暴力団員でないこと。

2～4 (略)

する者とする。

(1)・(2) (略)

(3) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

2～5 (略)

(定住促進住宅の入居等)

第63条 定住促進住宅に入居することができる者は、次の各号(老人等にあつては第2号、第3号及び第5号、被災市街地復興特別措置法第21条に規定する被災者等にあつては第3号)に掲げる条件を具備するものでなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、第6条第1項第2号アに規定する金額を超えないこと。

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) 市町村税の完納者であること。

(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

2～4 (略)